

通常業務の再開について

令和2年5月29日
一般社団法人日本建設機械施工協会

当協会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部における緊急事態宣言の期間中、事務所へのご訪問をお断りするなどの措置をとらせていただいておりますが、緊急事態解除宣言の発出に伴い、下記のとおり、通常業務を再開することといたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き、予防対策を徹底してまいりますので、関係者の皆様におかれましては、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 通常業務の再開日 令和2年6月1日（月）

2. 新型コロナウイルス感染症対策

ご訪問の際には、次の基本的な感染症対策へのご協力をお願いいたします。

- ①三つの密の回避
- ②マスクの着用
- ③手洗い、消毒液による手指衛生
- ④人と人との距離の確保

また、室内換気のため窓等を開放しており、これから夏に向けて室温が高くなる場合がありますので、クールビスにつきましてもご協力をお願いいたします。

以上